

のぞみ園 日中一時支援事業契約書

_____（以下、「利用者」という）と社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う日中一時支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法の下地域生活支援事業の趣旨にしたがって、障害児（者）について、地域での自立生活及び社会参加を促すために日中活動の場を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の日中一時支援支給決定期間満了日までとします。
- 2 利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の日中一時支援支給決定期間終了後に改めて利用決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（日中一時支援サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス内容・所要時間等を利用者及びその家族と打ち合わせします。
- 2 利用者が利用できるサービスの内容は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

第4条（日中一時支援支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が日中一時支援支給期間終了に伴う日中一時支援支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、日中一時支援の提供に関する諸記録を作成します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに以下の方法で支払います。

ア. ご指定の金融機関口座からの自動引き落とし

- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。

第7条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

【事業者の窓口】

苦情受付窓口担当者 大海 智美

苦情解決責任者 座安 香織

連絡先 Tel 0997 - 53 - 1718 fax 0997 - 53 - 6776

受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時

- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、事業者に対して、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
- 5 利用者の日中一時支援についての利用決定が取り消された場合、もしくは日中一時支援支給決定期間終了に伴い申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができるものとします。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第9条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第10条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条（緊急時の対処）

事業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第12条（連携）

- 1 事業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、他の事業者や福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、日中一時支援サービスの提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第13条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法に従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

（事業者名） 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
（住所） 静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
（代表者名） 理事長 青木 善治 印

利用者

（住所）
（氏名） 印

（代理人または立会人等）

（住所）
（氏名） 印

契約書別紙

サービス利用料について

【日中一時支援利用料金】

サービス提供時間	区分 3	区分 2	区分 1
8 時間以上	588	461	381
4 時間以上 8 時間未満	392	307	254
4 時間未満	196	153	127

※昼食を提供した場合は、食事提供加算：48 が上記に追加されます。

契約者氏名

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
(住所) 静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
(代表者名) 理事長 青木 善治 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

利用者

(住所)
(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)
(氏名) 印